

第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要

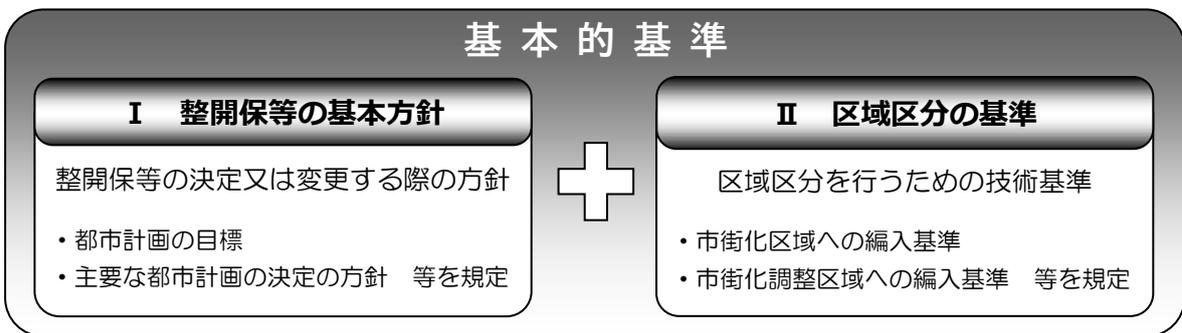
1 趣旨

県では、計画的な市街地の形成を図り、持続可能な魅力ある県土づくりを目指すため、「線引き見直し」（【用語解説】参照）を定期的に行っています。

「基本的基準」は、定期的な見直しに当たり、県の基本的な考え方や見直しの基準を示すものであり、このたび、第8回線引き見直しに向けて、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、学識経験者や市町の意見を聞いた上で、この基準を策定しました。

2 基本的基準の構成

基本的基準の構成は、次のとおりです。



3 基本的基準の主な内容

I 整開保等の基本方針

目標年次や都市計画の目標のほか、これを踏まえた主要な都市計画の決定の方針などを示しています。

○ 目標年次

第8回線引き見直しの目標年次は、2035（令和17）年とする。

○ 都市計画の目標

ア 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり

本格化する少子高齢化・人口減少社会に備え、引き続き、地域の実情に応じた集約型都市構造化に向けて取組を進める。

イ 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり

災害リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえた都市づくりを目指すとともに、土地利用の面からも防災・減災に取り組む。

ウ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり

コロナを契機としたライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に対応し、地域の個性・魅力を生かした活力ある都市づくりを目指す。

エ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

自然的環境を適切に整備・保全し、環境負荷の少ない、自然と共生した持続可能で魅力ある都市づくりを目指す。

オ 広域的な視点を踏まえた都市づくり

都市計画区域を超える広域的な課題等については、県と市町が連携して、将来の都市像を共有しながら対応する。

Ⅱ 区域区分の基準

市街化区域や市街化調整区域への編入基準などを示しています。

○ 市街化区域に編入できる区域

- ・ 目標年次における人口や産業の見通し等に基づき、計画的な市街化が図られる区域（集約型都市構造化に資する区域に限定）
- ・ 既に開発整備されていることなどにより、既に市街地を形成している区域 など

○ 市街化調整区域に編入できる区域

- ・ 営農が継続されることが確実な農地や傾斜地山林等の自然的環境が残された区域
- ・ 将来的に都市的土地利用を行う見通しがない災害リスクの高い区域 など

※ その他、位置及び規模など一定の条件を満たす必要があります。

【ご注意】

政令指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市）は、線引き見直しに係る都市計画決定権限を有していることから、政令指定都市にこの基本的基準は適用しません。

【用語解説】

■線引き見直しとは■

線引き見直しは、おおむね 10 年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（整開保^{※1}）などを都市計画に定め、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する（区域区分^{※2}）ものです。県では、これまで昭和 45 年の当初線引き以降、平成 28 年までに 7 回の見直しを行っています。

※ 1 整開保

都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画（土地利用、道路や公園等の都市施設整備、自然的環境の保全など）の決定の方針などを定める都市計画です。

※ 2 区域区分

無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築などを制限していくため、都市計画区域をすでに市街地になっている区域や計画的に市街化していく区域である「市街化区域」と市街化を抑制する区域である「市街化調整区域」の 2 つに区分する都市計画です。

